

不法入国・不法滞在

我が国に存在する不法残留者の数は、平成24年1月1日現在で、約6万7,000人とされています。前年同時期に比べ、約1万1,000人減少しているものの、最近の傾向として、**不法残留者の居住先や稼働先が潜在化**していることが挙げられ、取締りが困難となっています。

警察では、入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に実施したところ、24年中における出入国管理及び難民認定法（入管法）違反の送致人員と入管法第65条による入国警備官への引渡し合計は2,759人となりました。



合同摘発の状況（11月、神奈川）

最近の検挙事例では、雇用主が不法滞在者を工場の敷地内に居住させたり、店舗等の出入口付近に監視カメラを設置するなど摘発を免れる対策を講じている場合があり、摘発が困難になっています。

警察は、24年7月9日から導入された新たな在留管理制度に的確に対応し、今後とも、関係機関と緊密に連携し、入管法第65条に基づく入国警備官への引渡しを積極的に推進するとともに、文書偽造や偽装結婚、偽装認知、ブローカーが介在する不法滞在助長事犯等の悪質事犯の取締りを強化することとしています。



在留カード（見本）



偽造在留カード（11月、岐阜）

新たに導入された在留カード（見本）と押収した偽造在留カード

平成24年7月9日に導入された新たな在留管理制度により、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期在留する外国人に対し在留カードが交付されますが、既に偽造された在留カードが発見されています。